



鏡御影（本願寺〔西本願寺〕蔵）



恵信尼公肖像（龍谷大学大宮図書館蔵）

みなかの人々と親鸞

松野純孝

目

次

表紙写真 居多ヶ浜 (K. Shimizu)

デザイン 株式会社インターラクト

■ 親鸞流罪——承元の法難——	1
■ 「惠信尼文書」の中の親鸞	17
■ 恵信の夢	21
■ 恵信と親鸞との対話	24
■ 親鸞、三部経千部読誦	27
■ 恵信は親鸞の最初の弟子	33
■ 念仏とは何か	37
■ 親鸞の与えた本尊	45
■ 善導の本願加減の文	48
■ 親鸞の独創——十字名号本尊——	52
■ 本尊はまたお聖教	53
■ 十字名号本尊の成立について	59
■ 法然の肖像から偲ばれること	61
■ みんなの人々への和讃	67
■ 信心は一切衆生に埋め込まれている	72
■ みんなの人々が読めるような親鸞の心遣い	75
■ みんなの人々	80
■ 恵信、親鸞の「顔」	84
■ 「どんごろ」で生きる	90
■ 真宗の修行——みんなの人々と同位になる——	96
あとがき	12

■親鸞流罪—承元の法難—

みなさん、こんばんは。日が短くなりまして、もうこんばんはになつてしまひました。

今日、久しぶりで本山でお齋おやさいをごちそうになつてきました。

私たち上越では、二〇〇七年は親鸞が上越に遠流おんりゆとなつて八百年になつるということで、いろいろと企画おうかくがなされてゐるわけです。

すなわち親鸞の『教行証』、ふつう『教行証』は『教行信証』と呼ばれてますが、私はこう呼ぶのです。なぜかというと親鸞面授の門弟めいしょたちは『教行証』と呼称してゐるからです。本書のはじめには「顕淨土けんじょうど真実教行証文類序」しんじつぎょうぎょうもんらいのじよとあって、やはり『教行証』なのです。『教行信

「証」という呼称はおそらく本願寺第三代の覚如からでしょう。その長子の存覚はだいたい『教行証文類』と呼んでいまして、「信」を省いていますね。

このことは教学のうえでも根本的な問題となると思います。その『教行証』のいわゆる後序に、「聖曆・承元丁の卯の歳、仲春上旬の候」に、「真宗興隆の大祖源空法師、ならびに門徒數輩、罪科を考えず、猥がわしく死罪に坐す。あるいは僧儀を改めて姓名を賜うて、遠流に処す。予（親鸞）はその一なり」とありますね。つまり承元、これは「しきょうげん」でなく「じょうげん」と読みます。その承元元（一二〇七）年ですが、専修念佛を唱えた法然ならびに門徒が死罪あるいは遠流となつたとあります。来年は二〇〇七年ですからちょうど八百年にあたるの

です。『歎異抄』にこの弾圧の記録がありまして、斬首四人、遠流八人とあり、その名前が記されています。これはどういうことを意味しているのか、「律令」によつて考えてみましょう。

日本律令は、日本最初の法典と言つていいでしよう。だいたい八世紀初めくらいにできました。この「律令」によりますと、春分から秋分に至るあいだは死刑をおこなつてはならないとあります。ただし、悪逆以上を犯したものは、この限りでないと。

そうしますと、みなさん、どうですか。親鸞が上越に流されたのは承元元年仲春上旬です。もとは一月、二月、三月が春でして、仲春ですから二月。二月の上旬ということなのです。だから、これは異常なのです。そうでしょう。今申しました、春分から秋分までのあいだは死刑を

おこなつてはならない。ただし、悪逆以上のものは、この限りではないと。そうすると、親鸞たちは悪逆以上を犯したものというように見られたわけですね。

しかも、死刑は斬首四人。死刑には絞首こうしゅと斬首と二つある。首を絞めて殺すのと、刀で首を切るのと。一番重いのは、首を切る斬首なのです。その場合、市をなして人が見ているそこでやるわけです。見せしめですね。承元の法難というものは斬首四人でしょう。これ以上の極刑はないのです。

その次が遠流八人。今度は死刑の次が遠流なのです。遠流とは遠い遠いところ。距離によつて違います。なかごろの中流、それから近い近流、最後は洛外追放とある。その遠流というと、これは一番たいへんな

のです。その遠流でも、土佐の国と隱岐おきの国はたいへんなのです。陸続きでなく海の彼方の島国ですから。歩いて逃亡するわけにはいかない。

ところが、法然は土佐の国でしよう。だいたい「律令」でも、六十歳以上になりますと、刑は輕減されるのです。法然の場合、七十五歳でしょう。何の輕減もないのです。これほど残酷なものはないわけです。だから、みなさん、この斬首四人、遠流八人。これはたいへんなのです。

では、なぜそういうことになるのか。律令において八虐はちぎやくというのは、これは人間の重罪なのです。謀反むへん、謀大逆むほん、謀叛むほん、悪逆と、この悪逆以上が該当するわけですよ。悪逆というのは、だいたい直系尊属に対する暴行・殺人予備。謀叛は、亡命とか敵前逃亡・投降などを謀る罪。はが謀大逆というのは、御陵とか皇居の損壊を謀る罪。

そうしますと、悪逆、謀叛、謀大逆、これはいずれも該当しないでしょう。結局、謀反に該当するわけです。謀反とは何か。謀反は最も重い罪で君主・国家を危うくすることを謀る罪。だから、これ以上の重罪はない、その謀反にされたわけです。

ちょうど日蓮側でこの批判をしておりまして、やはり承元の法難は二月の上旬に弾圧があったとはつきり書いているのです。そして八虐中最も重罪の謀反。朝敵、国家を危うくする、それで専修念仏が弾圧されたと書いているのです。

だから、私たちは承元の法難というのはどういうことなのか、そこをまずしつかりと認識しなければなりませんね。そこに親鸞は何もそんなことはしていないのにと、「主上臣下、法に背き義に違し、忿を成し怨

を結すぶ」と、激しく怒っているのです。

またその「律令」では、六斎日に死刑の執行を禁じております。六斎日というのは、仏教で一ヶ月のうち日数六日を定めて、そのとき、悪鬼が勢いを得て人を追い殺そうとするのでその害を受けないために、在家の信者が斎戒して八戒を守る日なのです。それが六斎日です。その六斎日にも死刑をやつてはいけないと。仏教の思想というものは、ここにまで浸透しているのです。

また鎌倉幕府法になりますと、春秋の彼岸にも殺生をやつてはいけないとあるのです。そういうふうに仏教というのは影響力を持っていた。そこをひとつ忘れないでいただきたいと思います。

親鸞は越後に遠流となる。当時、流されると妻妾、自分の妻妾を連れ

てゆかなくてはならない。これはどういうことかといふと、流しますが、やはり長く生きられるようにと。「律令」というのは、決して流したから早く殺せというのではないでしようね。なるべく生かすように妻妾を伴わせるのです。それが「律令」の趣旨なのです。だから、いろいろと延ばしているうちに、また春になる。そのために死刑が執行できなくて、また秋まで待つ。そういうことで、死刑はなかなか実行されなかつたのです。それが日本の死刑に対する一つの考え方だつた。

元来、専修念佛というものは、これは法然の『選択本願念佛集』をご覧になればよくわかりますが、難行陸路苦に対して信楽易行水道樂の易行。難行に対し易行。この易行は、誰でも、いつでも、どこでもできる平等というものが根本になつてゐるわけです。すなわち弥陀如来が「二

きいしゅじょう
切衆生をして、平等に往生せしめんがために、「難を捨て易を取りて」本願としたまうたというのです。この平等の慈悲に催されてこの易行というものを選んだのだと。こう法然は言う。

では、その平等とはどういうことなのか。これは天地万物の正体です。親鸞は『淨土高僧和讃』で「虚空のごとく差別なし」（真宗聖典四九一页）と言う。例えば、曾我ひとみさんは拉致されてた。自分に翼があつたら佐渡へ帰れるんだがなと。そのように空には誰にでも自由に飛びができる。それが平等なのです。

それなら天の空に対し地の大地はどうでしょう。『教行証』に「地のよく載養し」（真宗聖典二一八頁）とあります、「載養」に「のせやしなう」と左訓があります。大地は人々を全部のせてくれる。あなたはいけ